

## 京都スタジアムに対する催物開催時の指導要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、京都府立京都スタジアム（以下「京都スタジアム」という。）に対する催物の開催時の指導について、京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、出火危険、延焼拡大危険及び人命危険を事前に排除すること並びに火災等の災害発生時における混乱等の未然防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災計画書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により防災評定された京都スタジアム防災計画書（以下「防災計画書」という。）をいう。
- (2) 消防計画 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する京都スタジアムの消防計画をいう。
- (3) 催物消防計画 催物を主催する権限を有する者が催物の規模及び内容等に応じた防火管理上必要な事項について規定したものをいう。
- (4) 喫煙等の禁止行為 条例第23条によって禁止されている場所において、喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込行為をいう。
- (5) フィールド部分 サッカー等の競技を行う部分をいう。
- (6) スタンド部分 フィールド部分以外で客席及びそれに付随する通路が設けられた部分をいう。
- (7) コンコース 京都スタジアム内における緊急時の避難及び入退場するための周回通路をいう。

#### 3 催物の種類及び収容人員

消防署長（以下「署長」という。）は、防火管理者に対し、防災計画書に定める京都スタジアムのスポーツの開催における収容人員を超えて観客を収容させないほか、催物の種類に応じた適正な収容人員を設定し、遵守するよう指導するものとする。

### 第2 防災教育

署長は、防火管理者に対し、防災計画書及び消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により設置されている消防用設備等並びに法第8条第1項に規定する消防計画（以下「消防計画」という。）に定める火災等の災害発生時における自衛消防隊組織に関する防災教育を催物主催者に実施するよう指導するものとする。

### 第3 防災責任者

署長は、防火管理者に対し、催物の規模により必要に応じて、防災責任者に関する次に掲げる事項を実施するよう指導するものとする。

- (1) 催物の主催者に管理的又は監督的な地位のある者のうちから、防災責任者を選任させ、防火管理者に届け出ること。
- (2) 防災責任者に催物の内容に精通し、催物に関して必要な指示を行うこと。
- (3) 防災責任者に腕章等を着用させるなど防災責任者であることを催物の関係者に周知すること。
- (4) 催物に対する消防計画（以下「催物消防計画」という。）を作成すること。
- (5) 催物に対する消防計画の内容を警備員、会場整理員、出展者、設営業者等（以下「催物の関係者」という。）に会議等を開催して周知すること。
- (6) 催物消防計画に定める自衛消防隊の編成表を事務室等に提出するとともに、各班長及び各班員に対して担当の任務分担を周知徹底すること。
- (7) 設営開始から催物終了後の撤収完了まで立ち会うとともに、催物の実施状況を管理・監督すること。

### 第4 催物の種別ごとの安全対策

署長は、防火管理者に対し、催物の規模により必要に応じて、催物の種別ごとの安全対策に関する次に掲げる事項を実施するよう指導するものとする。

#### 1 会場管理

- (1) 催物消防計画の予防管理組織等に規定の各任務の各班長及び各班員に対して、任務分担を周知徹底すること。
- (2) 催物の開催中においては、来場者の安全を図るため、速やかに対応できるよう警備員及び整理員（以下「警備員等」という。）を配置するとともに、催物消防計画に定める予防管理組織及び自衛消防隊の各班長には、拡声器、無線機等を持たせるなど非常時の連絡体制を確立すること。
- (3) 喫煙の指定場所以外での喫煙、火気の管理を徹底するため、時間及び場所を指定して警備員を巡回させること。
- (4) 喫煙の指定場所の清掃及びゴミ等の可燃物の回収について、責任分担を明確にして作業を実施すること。
- (5) 会場の設営、撤去等の作業中において、火気を使用する場合は、消火器を準備すること。

#### 2 入場者管理

入場者の火災予防上危険な物品（クラッカー、花火等）の持込みについては、入場時に確認するとともに、催物の開催中は、場内において監視すること。

#### 3 消防訓練

催物消防計画に基づき、催物の関係者を対象に観客等が収容されていることを想定した消防訓練等を京都スタジアム自衛消防隊との連携も考慮して実施し、初期消火、避難誘導及び防災センターへの通報要領並びに消防用設備等の位置及び取扱方法について、周知させること。

#### 4 館内放送

開催前には、定期的に火災予防上の注意事項等について、次に掲げる事項に留意して館内放送すること。

- (1) クラッカー、花火等の持込み及び使用は、原則禁止であること。
- (2) 場内は、禁煙となっているとともに、指定場所で喫煙すること。
- (3) 入場した客が定員に達したときは、満員である旨を案内すること。
- (4) 館内放送は、日本語のほか英語等でも行うこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

#### 5 その他実施事項

種 別	内 容
スポーツ等	観戦は、観客席のみとすること。
コンサート等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 仮設舞台を設置する場合は、次に掲げる事項を徹底すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 仮設舞台で使用するどん帳、じゅうたん等、カーテン、大道具の合板の防災対象物品は、防災性能を有するものを使用すること。</li><li>(2) 舞台部等の可燃物は、必要最小限として、設営終了後に不要な可燃物は、開演するまでに場外へ撤去すること。</li><li>(3) 幕類は、照明と離して設置すること。</li></ol></li><li>2 座席は、次に掲げる事項を徹底すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 1ブロックの客席は、200席以下とすること。</li><li>(2) 指定された席で観覧すること。</li><li>(3) 観客を椅子の上に立たせないこと。</li></ol></li><li>3 終了後は、必要に応じて、規制退場を指示すること。</li></ol>
催物等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 コンコースには、消防活動用通路及び避難通路を確保すること。この場合において、開催内容によっては、別途消防署と協議するものとする。</li><li>2 電気ケーブルが主要避難通路、補助避難通路及び消防用活動通路を通過する場合は、マット等で保護すること。</li><li>3 入場する人員の管理を徹底し、混雑が予想される場合は、警備員等を配置し、入場待ちの客に待ち時間を適宜告知すること。</li></ol>

#### 第5 催物の開催届出

署長は、防火管理者に対し、催物の主催者が条例第49条第3号に規定する催物の開催を届け出るときは、催物の規模により必要に応じて、次に掲げる事項を指示するよう指導するものとする。

## 1 協議

催物の主催者は、京都スタジアムの関係者及び防火管理者と事前に安全対策等に関して協議をしておくこと。

## 2 資料の添付

催物開催届出書には、次の資料を添付すること。

(1) 催物の概要（内容・スケジュール）

(2) 催物消防計画

(3) 催物の関係図面

ア 会場平面図

イ 客席の配置図（椅子の種別、配置数及び固定方法）

ウ 避難経路図

エ 仮設舞台を設置する場合における平面図、立面図及び詳細図

オ 会場内の警備員等の配置図

カ フィールド部分の消防用設備等の配置図

キ 電気関係の設備図（配線方法、避難通路における配線保護方法を含む。）

ク 防災対象物品使用箇所の表示図

ケ その他必要な図面

## 第6 喫煙等の禁止行為及び特例適用申請

署長は、防火管理者に対し、催物の主催者に喫煙等の禁止行為について、指示するよう指導するものとする。この場合において、禁止場所及び承認条件は、次に掲げるものとする。

禁止行為	種別	禁止場所	承認条件等
喫煙	スポーツ	スタンド	原則として、承認しない。
	コンサート等	スタンド	原則として、承認しない。
		フィールドの客席部分	原則として、承認しない。
		舞台部分	演劇等において、喫煙することが重要な演技である場合又は演技の中心をなす場合
裸火の使用	全ての催物	スタンド	原則として、承認しない。
		フィールドの客席部分	
		舞台部分	原則として、承認しない。
		フィールドの展示部分	

危険な物品の持込み	火薬類の消費	全ての催物	スタンド	原則として、承認しない。
			フィールドの客席部分	
			舞台部分	
	スモークマシン	全ての催物	舞台部分	発煙剤として、非危険物を用いるものを使用する場合
車両の燃料		全ての催物	コンコース	ケータリングスペースで使用する車両の燃料が必要最小限の量である場合
				展示車両の燃料が搬入、搬出に必要な最小限の量である場合

## 2 喫煙等の特例適用申請

署長は、防火管理者に対し、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを特に必要とする場合は、催物の主催者に条例第23条第1項ただし書の規定による特例適用を申請するよう指導するものとする。

## 第7 フィールドに観客を入場させる場合の安全対策

署長は、防火管理者に対し、催物の主催者に次に掲げるフィールド部分に観客を入れる場合における催物の安全対策を実施するよう指導するものとする。

- (1) フィールドからの避難については、避難が1箇所に集中しないようエントランスホール以外への避難経路を確保すること。
- (2) 避難口がわかるように次に掲げる場所には、表示板等(仮設の誘導灯を含む。)を設置すること。
  - ア 避難経路となる部分への出入口
  - イ その他催物のレイアウトにより避難口の視認障害となる箇所
- (3) 消防隊が活動するための通路等を設け、障害物を設置しないこと。
- (4) 電気設備を設営するときは、事前に配線の接続方法、保護方法及び固定方法を点検し、異常の有無を確認すること。

## 第8 露店等の火災予防対策

署長は、露店等が開設される場合は、防火管理者及び露店の開設者に対し、露店等の火災予防に関する指導要領(平成25年10月4日付け25消第294号)に定めるところにより指導するものとする。

## 第9 立入検査等

署長は、催物開催届出書の提出があったときは、現地調査又は立入検査を実施するものとする。この場合において、不備事項等がある場合は、即時改修するよう指示するものとする。

## 第10 協議

署長は、この要領に定めない事項が生じたときは、防火管理者又は催物の主催者と協議するものとする。

## 第11 その他

催物の開催における届出又は申請については、別表により必要な書類を一括して提出するものとする。

別表

催物内容		京都スタジアム内を使用する催物			屋外の催物 (不特定多数)
		スポーツ	コンサート	催物	
届出 又は 申請 書類	催物開催届出書	○ (注)	○	○	○
	催物消防計画	△	△	△	△
	喫煙又は裸火の 使用等特例適用 申請書	△	△	△	△
	露店等の開設届 出書	—	—	△	△

備考

- 1 ○は、必ず提出する書類とする。
- 2 △は、必要に応じて提出する書類とする。
- 3 注は、年間を通じてゲームのある場合は、年間を通じた届出とする。